

真菅北幼稚園 地元説明会で出た質問と回答（11月17日（日））

項目	質問内容	回答
<p>公私連携の幼保連携型認定こども園になることによる変更点等</p>	<p>公立幼稚園から私立の認定こども園に変わることによって現状からどのような変化があるのか。施設の使い方や受け入れの人数、費用面や園児1人当たりの保育士の数など、具体的に教えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の配置基準については、現在は幼稚園として1クラスあたり35人を限度としているが、認定こども園では、国の4・5歳児の配置基準は25:1を目指すこととなっている。 ・大枠としては榎原市立幼稚園から公私連携の私立幼保連携型認定こども園になるが、三者協議会により市と保護者の代表の方とともによりよい園づくりに取り組んでいくこととなる。 ・子どもの受け入れについては、公立幼稚園として真菅北校区の3歳～5歳児の1号認定（幼稚園的な利用）の子どもと、働いている新2号認定の子どもを受け入れているが、認定こども園になると0～2歳の受け入れが増える。 <p>また、認定こども園は保育の必要性、就労の有無にかかわらず通うことができる施設であり、幼稚園的な利用の子どもと保育所的な利用の子どもをあわせて受け入れていくことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員については、真菅北校区・耳成西校区の1号認定の子どもは全員が利用できるだけの定員設定が必要だと考えており、社会福祉法人アタラシイカタチと協議中である。全体的な定員規模としては150人～180人程度となる想定である。 ・昼食については、現在はお弁当を持参または業者による宅配弁当を実施しているが、認定こども園では給食が提供される。 ・保育料は3～5歳児については国の無償化制度により完全無償であり、0～2歳児は市で算定した金額を徴収することになる。 ・保育料以外の費用については、保護者の方々の過度な負担とならないように設定していきたいと考えており、法人・保護者・市の三者による三者協議会の中で協議した上で設定していく。